

伊 監 委 第 53 号

平成 30 年 9 月 5 日

伊 佐 市 長 隈 元 新 殿

伊 佐 市 監 査 委 員 寺 師 良 一

伊 佐 市 監 査 委 員 森 田 幸 一

平成 29 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を決定したので提出します。

平成29年度決算における

財政健全化判断比率
資金不足比率

審査意見書

伊佐市監査委員

平成 29 年度 伊佐市財政健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

平成 29 年度伊佐市財政の健全性に関する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 30 年 8 月 22 日から平成 30 年 9 月 4 日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

5 各指標の状況

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質収支額及び連結実質収支額がいずれも黒字であったため、「－」と表示している。

実質公債費比率は、8.8%で昨年度より 0.3 ポイント改善している。これは、早期健全化基準（起債制限団体基準）となる 25%並びに公債費負担適正化計画の策定を前提に起債が許可される「一般的許可団体」に指定となる 18%をも下回っており、引き続き安全性は保たれている。

将来負担比率は、充当可能財源等（負債の償還に充てることができる基金等の額）が将来負担額を上回るため、「－」と表示している。

いずれの比率についても、財政健全化法による「早期健全化基準」又は「財政再生基準」を超える指標はなく、健全な財政運営が行われていると判断するものである。

なお、各指標のうち、将来負担比率については、現時点での将来予測を基に算定しており、これからの社会情勢（行政運営や交付税措置状況など）によって大きく変化していくものであるため、今後、推移の状況を注意深く観察しておく必要があると思われる。

また、指標算出に当たり、算出基礎となる数値のとらえ方に、やや流動的な面（一部修正や基礎数値の変更など）があり、今後、若干の変更もあり得ることを申し添えておきたい。

○財政健全化判断比率の状況

(単位：%)

| 指 標 名 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 早 期 健 全 化 基 準 | | | 財政再生基準 |
|-------------|----------|----------|---------------|-------|----------------|--------|
| | | | 伊佐市の適用基準 | | 国の基準範囲 | |
| | | | 29 年度 | 28 年度 | | |
| 実 質 赤 字 比 率 | — | — | 13.46 | 13.40 | 11.25 ～15.0 | 20.0 |
| 連結実質赤字比率 | — | — | 18.46 | 18.40 | 16.25 ～20.0 | 30.0 |
| 実質公債費比率 | 8.8 | 9.1 | 25.0 | | | 35.0 |
| 将来負担比率 | — | — | 350.0 | | | |

※ 「実質赤字比率」又は「連結実質赤字比率」は、実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「—」と表示する。

※ 「将来負担比率」は、充当可能財源等が将来負担額を上回る場合、「—」と表示する。

平成 29 年度 伊佐市資金不足比率審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 30 年 8 月 22 日から平成 30 年 9 月 4 日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

○公営企業会計に係る資金不足比率の状況

(単位：%)

| 区 分 | 会 計 名 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|-------------|--------------|--------|---------|
| 法 適 用 企 業 | 水 道 事 業 会 計 | — | 20.0 |
| 法 非 適 用 企 業 | 簡易水道事業特別会計 | — | 20.0 |
| | 農業集落排水事業特別会計 | — | 20.0 |

※ 「資金不足比率」は、資金不足を生じていない場合、「—」で表示する。